

一般社団法人CEPAジャパン定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人CEPAジャパンと称し、英文では、CEPA JAPANと表示する。

(目的及び事業)

第2条 当法人は、生物多様性に関する普及、啓発、事業支援に関する活動を行い、もって地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備並びに国民の自然資産への理解醸成に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 生物多様性の普及啓発に関する事業
- (2) 生物多様性の教育に関する事業
- (3) 生物多様性の事業支援に関する事業
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業及び上記各号に附帯又は関連する一切の事業

2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、運営会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下一般法人法という)上の社員とする。

- (1) 運営会員 当法人の目的に賛同し、運営を担うことを表明して入会した個人
- (2) 賛同会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び非営利団体
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同して、この会の活動を援助するために入会した企業

(入会)

第6条 当法人の会員として入会しようとするものは、理事会において別に定める入会申込書により申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める様式による手続きによって、いつでも任意に退会することができる。

但し、退会の1ヶ月以上前に、当法人に対して退会の旨の予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則及び会員の義務に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 正当な事由により総運営会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。運営会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員名簿)

第12条 当法人は、運営会員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(種別及び開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とし、定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に随時開催する。

(構成)

第14条 社員総会は、すべての運営会員をもって構成する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、総運営会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

- 2 総運営会員の議決権の5分の1以上を有する運営会員は、理事会に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。
- 3 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した運営会員の中から選出する。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬及び退職慰労金の額又はその基準
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 不可欠特定財産の処分の承認
- (10) 上記各号に定めるものの他、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した運営会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、特別決議として、総運営会員の半数以上であって、総運営会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 不可欠特定財産の処分の承認
 - (6) その他法令で定めた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権)

第19条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない運営会員は、他の運営会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事又は運営会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき運営会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が運営会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき運営会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
- 3 第1項の議事録は、社員総会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の設定)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
- (2) 監事1名以上

(代表及び副代表)

第24条 理事のうちから代表理事を定める。

- 2 理事のうちから、副代表理事、専務理事及び常務理事を各若干名定めることができる。

(選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。但し、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事、副代表理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の、理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の制限)

第26条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。監事についても同様とする。

- (1) 当該理事の配偶者
- (2) 当該理事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) 当該理事の使用人
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (6) 前2号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(7) 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者

(理事の職務権限)

第27条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副代表理事、専務理事、常務理事及び理事は、理事会の決定したところに従い、当法人の業務を執行する。

3 代表理事、副代表理事、専務理事及び常務理事は6ヶ月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

3 任期終了前に退任した理事及び監事の補佐として、又は増員により選任された理事及び監事の任期は、前任者又は在任理事及び監事の任期の残存期間と同一とする。

4 理事及び監事は、第23条第1項に定める定数を欠くに至った場合には、任期満了又は辞任において退任した後も、新たに選任される者が就任するまでの間、理事又は監事としてその職務を行う権利義務を有するものとする。

(解任)

第30条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合には、社員総会の特別決議をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第31条 役員報酬、賞与、その他当法人から受ける職務執行上の対価は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人と理事との利益が相反する取引

(損害賠償責任及び責任の一部免除)

第33条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 当法人は、一般法人法に関する法律第111条第1項の役員賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第34条 当法人に、理事会の議決を経て、名誉総裁、会長、顧問、相談役、参与を若干名置くことができる。

(1) 名誉総裁は、当法人の象徴及び日本におけるCEPA運動の象徴とする。

(2) 会長、顧問、相談役及び参与は、理事会の諮問に応え、理事会に対し意見を述べることができる。

(3) 名誉総裁、会長、顧問、相談役、参与は、無報酬とする。

2 当法人は、理事会の議決を経て、教育及び指導面に特に功績顕著であった者に名誉会員の称号を

贈ることができる。

第5章 理事会

(理事会の設置)

第35条 当法人は、理事会及び監事を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 代表理事、副代表理事、専務理事及び常務理事の選定及び解任

(理事会の招集権者)

第37条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。但し、理事及び監事の全員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 代表理事以外の理事は、代表理事に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 監事は必要があると認めるときは、代表理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

(理事会の議長)

第38条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故あるときは、その理事会において、出席した理事の中から選出する。

(理事会の決議)

第39条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の議事の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、当該議決に加わることができる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(出資)

第41条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(理事会の議事録)

第42条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 基金

(基金の募集)

第43条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する、基金の拠出を求めることができる。

2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第44条 拠出された基金は、拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第45条 基金は、返還すべき基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

第7章 計 算

(基本財産)

第46条 当法人に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的の事業を行うために不可欠な特定の財産（以下不可欠特定財産という）がある場合には、これを当法人の基本財産とし、別表に記載する。

2 前項に掲げる別表は、不可欠特定財産がある場合にのみ作成する。

3 第1項の財産は社員総会において、別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、予め理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第47条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第48条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに次に掲げる各書類を代表理事が作成し、理事会の議決を得て、社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

5 第1項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所がある場合には従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、事務局長が当該事業年度に関する次に掲げる書類を作成し、第1号から第3号までの書類は、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、又は提供しなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

(3) 財産目録

(4) 役員名簿

(5) 役員の報酬の額又はその基準を記載した書類

(6) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

2 事業報告、貸借対照表、損益計算書、財産目録については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書並びに財産目録については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

4 第2項の規定により、報告され、又は前項の規定により承認を受けた書類のほか、次の書類を、当法人の主たる事務所に5年間（又は従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所がある場合には従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 理事及び監事の報酬額の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第50条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定法に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第5号の書類に記載するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第51条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(特別利益の禁止)

第52条 当法人は、当法人の会員、役員、使用人若しくは基金の拠出者又はこれらの親族等に対し、特別の報酬を与えることができない。

2 当法人は、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与えることができない。但し、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄付その他の特別の利益を与える場合を除く。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 本定款は、社員総会の特別決議をもって、変更することができる。

(解散)

第54条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと。
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める理由

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第55条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第56条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第9章 附 則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第58条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年6月末日までとする。

(施行)

第59条 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(登記)

第60条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第47条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(設立時役員)

第61条 当法人の設立時代表理事、設立時理事、設立時監事は次のとおりである。

設立時代表理事 川廷 昌弘
設立時理事 井上 義雄
設立時理事 上田 壮一
設立時理事 川上 典子
設立時理事 坂田 昌子
設立時理事 佐藤 健一
設立時理事 佐藤 正弘
設立時理事 水野 雅弘
設立時理事 森 良
設立時監事 服部 徹

(設立時社員)

第62条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

神奈川県藤沢市鵜沼海岸2丁目8番18号
設立時社員 川廷 昌弘

神奈川県鎌倉市雪ノ下三丁目9番5号
設立時社員 水野 雅弘

(法令の準拠)

第63条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法並びにその他の法令に従う。

以上、一般社団法人CEPAジャパンの設立に際し、その定款作成代理人である行政書士大槻美菜は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成23年4月25日

設立時社員 川廷 昌弘
設立時社員 水野 雅弘

上記設立時社員2名の定款作成代理人
東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目15番7-1002号
行政書士 大槻美菜
登録番号 第10081560号

以上は、当法人の現行定款である。

平成25年6月1日

東京都千代田区九段北1-2-1九段中央ビル801号税理士法人魁内
一般社団法人CEPAジャパン

代表理事 川廷 昌弘